

第六回国会 大蔵委員會議議録 第十号

昭和二十四年十一月十六日(水曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長代理理事 小峯 柳多君

理事大上 司君 理事北澤 直吉君

理事小山 長規君 理事島村 一郎君

理事前尾繁三郎君 理事川島 金次君

理事林 百郎君 理事内藤 友明君

江田斗米吉君 岡野 清豪君

佐久間 徹君 田中 啓一君

苦米地英俊君 中野 武雄君

西村 直巳君 三宅 則義君

田中織之進君 中崎 敏君

松尾トシ子君 河田 賢治君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 冠木 四郎君

(日本専売公社) 監理官

大蔵事務官 佐藤 一郎君

(主計局) 法規課長

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

十一月十五日

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第三十一号)

所得税法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出第三十三号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十四号)

織物消費税法等を廃止する法律案

(内閣提出第三十五号)

同日

山林に対する課税に関する請願(前田正男君紹介)(第二九五号)

山林関係税制に関する請願(前田正男君紹介)(第二九六号)

地方公共団体が公共施設として利用する国有財産を行政財産に変更等に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第三〇九号)

農家用鉄びんに対する物品税免除の請願(大泉寛三君紹介)(第三二四号)

手すき紙に対する物品税撤廃の請願(高橋權六君紹介)(第三四九号)

洋かきに対する物品税撤廃の請願(仲内憲治君紹介)(第三五四号)

ぼうしに対する物品税軽減の請願(岡野清豪君紹介)(第三五八号)

所得税調査委員制度設定の請願(石原圓吉君紹介)(第三六七号)

漁業に対する課税軽減の請願(鈴木善幸君紹介)(第三八〇号)

乾のりに対する物品税撤廃促進の請願(川本末治君紹介)(第三八九号)

の審査を本委員会に付託された。

十一月十四日

船川港へ塩直輸入の陳情書(秋田県南秋田郡船川港町長佐藤喜代松)(第一〇六号)

漁業生産を課税対象より除外陳情書(宮崎県南那珂郡油津町石井彌一郎外四名)(第一一〇号)

ぼうしの物品税撤廃に関する陳情書(浜松市向宿三十八番地帝國製帽株式會社取締役社長松島保平)(第一一二号)

貨物の海上保険料率引下の陳情書

(東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目三十六番地日本機械船業會會長竹内義台)(第一一六号)

震災地の業者に対する租税減免の陳情書(福井県坂井郡鶴村會會長木本喜平外二名)(第一二五号)

家具の物品税撤廃に関する陳情書(福岡県三潁郡大川町長木村壽外七名)(第一三四号)

遊興飲食税軽減の陳情書(東京都板橋区板橋町四丁目九十七番地原川壽美外七百五十三名)(第一四五号)

早場供出奨励金に対する免税の陳情書(秋田市大町三丁目六番地秋田県生産農業協同組合連合會會長長谷川行毅)(第一四八号)

税收確保対策に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一五六号)

税財源附与の陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一六〇号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

公職會開會に関する件

旧軍關係債權の處理に関する法律案(内閣提出第一七号)

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第三十一号)

國の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)(予)

○小峯委員長代理 これより會議を開きます。

まず昨十五日本委員会に付託になりました薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案を議題といたしまして、政府当局から提案理由の説明を聴取いたします。水田大蔵政務次官。

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案

と思ひますので、明日午後から開きまして、農林当局の府委員諸君の出席を見ましてやるつもりであります。

なほこの機会に皆様から資料の請求その他がありましたら、申し出ていただきますればさつそくとりはかりたいと思ひます。

○田中(總)委員 まづ薪炭需給調節特別会計設定以来、七月三十一日に一応薪炭の買入れを停止するに至るまでの、各年度ごとの特別会計の会計状況に関するものを、一つ請求したいと思ひます。

それからこの特別会計において発行いたしております薪炭債券の発行償還の経過を、同時に出していただきたいと思ひます。

それからこの点は明日の農林当局からの説明にもよることと思ひますけれども、現在の薪炭特別会計の買入れ停止後の清算事務の進行状況に関する数字的な報告を、これはできるだけ文書で出していただきたい。

○小峯委員長代理 了承いたしました。

○深澤委員 薪炭需給調節特別会計に関する資料でありますが、第一には二十三年度以前に生じた損失の三十四億の内容を明らかにする資料を、まづ要求したいと思ひます。その中には現物不足のものが相当あるのでありますが、特にその現物不足の内容につきましては、不足になりました事項別あるいは件別の明細、これはたしか農林委員会に提出した資料があると思ひます。これを要求したい。

それからその他補助費とか横持料とかいふものによつて相当の損害が出ていますのであります。その事項別、件別

の内容を明らかにいたしました資料を第二にお願いしたい。

第三には薪炭特別会計の停止後におきまして、政府手持薪炭の値引き減損というのがあるのではありませんが、その内容を明らかにした資料をお願いいたします。

第四には現在におきましても、なお生産地の生産者に対する未拂いが相当ある。この未拂いの内容を明確にいたしました資料をいただきたいと思ひます。

第五には政府が拂下げを卸業者にしておるのであります。その卸業者が政府に対する代金の未拂いが相当ある。その未拂いの内容についての資料をお願いいたします。

第六には業者が品物を渡してありますが、まだその拂下げ代金が確定しない。未確定のものが相当ある。その未確定部分に対する明確な資料をお願いいたします。

第七に会計検査院が薪炭会計に関しまして、特に長野県等を指定いたしました。相当大規模な検査をやつておられます。この検査の結果によりあります。この報告書の御提出をお願いいたします。

第八に会計検査院で今まで薪炭特別会計に関する決算の検査の結果を、決算委員会に報告しておるやに承つておるのであります。それに関する資料をお願いいたします。

以上の八つの資料を私は要求いたします。

○小峯委員長代理 了承いたしました。今田中君、深澤君から請求がありました資料は、さつそく調製いたさせます。

○内藤委員 まだあります。この法律廃止の根本の原因は、薪炭需給事情の好転に伴いというのであります。好転してあるかどうかという資料、(笑声)本年の生産と消費の状況を数字によつて表わした最近のものを、ひとついただきたいと思ひます。ことに各府県別のごく最近の生産数量を知りたいのであります。それができなければ廃止する、廃止せぬという決定はできないと思ひます。

○小峯委員長代理 以上三君からの資料は、多少資料調製に時日がかかると思ひますが、なるべく早くいたさせます。

○林百委員 違ふ法案について一つ追加したい。旧軍関係債権の処理に関する法律案について、私がこの前要求しました資料の中で、昭和十二年から二十年までの臨時軍費の使途についての資料をいふことを言ひまして、これは少し龐大だといふのでやめました。昭和二十年、終戦の年ですね。昭和二十年の臨時軍費の使途と、これに対する会計検査院の決算委員会に対する報告、あるいは検査の結果があらましたら、昭和二十年だけでいいのですが、これをひとつ出していただきたい。

○小峯委員長代理 よろしゅうございす。——了承いたしました。

○小峯委員長代理 それでは質疑を続けます。国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案。松尾トシ君。

○松尾委員 この法律の第一條の二のところに「国が販売する目的で取得し、生産し、又は製造した物品」とございすけれども、これは具体的にどのよふなものを指定しておるのですか。御

説明を願ひたいと思ひます。また同時に「売り拂い場合において」とございす。この売り拂いの価格は時価かあるいは帳簿価格をしてやるのか、お尋ねしたいのでございす。なぜならばこの生産というものは時間的にずれがございまして、物価改訂その他の諸條件から価格がかわつておる場合がございすので、これを危惧してお尋ね申すわけでございす。

それからもう一つ、第五條のところ「日本専売公社及び日本国有鉄道がその所有に属する動産」とございす。この動産の範囲をお示し願ひたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 お答えいたします。第一番の「場合」と申しますのは、たとえばたゞいま政府が貿易を営んでおられますが、輸入をいたしました物資を売り拂うというような場合もございす。あるいはまたアルコール専売法に基づきまして、アルコール専売特別会計がアルコールを売りさばくというやうな、企業特別会計として売り拂い場合もあつて、これが一番多いと思ひます。

第二番目の時価で売るかどうかという問題でございす。これは原則としていたしましては時価でございす。しかしながら多くの場合にマル公がございす。あるいはまたそれにかかわるやうな価格がきまつておる場合が多いと思ひます。もしそれらのことがございましてしたら、時価で売ることになります。

それから第三番目の動産の範囲でございす。これはこの場合に限つて特別に範囲ということはお考へておりません。一般の觀念による動産であります。

○松尾委員 公団法によるというふうにございすけれども、このたび公団で廃止になるところがございす。たとえば明日から質疑に入ります薪炭の問題もございまして、あまり龐大な赤字を出して、しかもこれを埋めるには国民の血税によつてやるというやうな重大な問題もございす。この法案に順応してそれらを定める整理のときには、幾分でも赤字の補填になるやうな処理の方法をして始末をするわけには行かないのですか。またその御趣旨はございせんか。

○佐藤(一)政府委員 薪炭需給特別会計を廃止いたしました以後の清算の場合には、もちろん特別の措置がとられます。また廃止いたします以前におきましては、もちろんこの法律が適用になるわけでございす。しかしそれらの場合にございまして、多くの場合には特別の措置がとられております。それでただいまの御懸念のやうな点はないやうに、十分心がけておるわけでありす。公団につきましても同様だと思ひます。

○松尾委員 ただいまの御説明によりますと、動産は特別の範囲をきめておらないと申しますけれども、薪炭の公団などの廃止の場合にも、いろいろな動産その他があると思ひますが、これらを赤字とらひ合せて、清算基礎をつくつて整理するといふふうには行かないでよろうか。

○佐藤(一)政府委員 これはただいま提案になりました薪炭需給特別会計に対する繰入れの問題として、当然御審議になられることと思ひますが、農林省の方におきましてこの際あらゆる財源はできるだけ適正に回収するといふ

方策をとるべく、目下努力をいたして
おります。その具体的な基準につきま
しては、農林当局からお聞き取りを願
いたいと思っておりますが、そうい
う特別な場合におきましては、もちろ
んだいのような方策が当然とられ
ることを考えております。

○田中(蔵)委員 ただいまの松尾委員
の質問に関連いたしました。たとえ
ば薪炭供給特別会計で国が薪炭を買い
入れておる。これは当然販売する目的で
取得しておるということになるのであ
りますが、今清算過程にあつて手持
の薪炭を換価しておるわけでありま
す。その場合は国の所有に属する物品
の売却代金の納付に関する法律の適用
はどうなるのですか。

○佐藤(一)政府委員 ございます。

○田中(蔵)委員 そうなりますと現在
清算過程にあつて、すみやかに回収し
なければならぬ必要に迫られておる
政府手持の薪炭の売却し等につきま
して、これに基いて代金の延納の処置を
講ずるというふうなことはいかがかと
思ふのでありますが、先ほどこれも松
尾委員から御質問申し上げたのであ
ります。第一條の二に掲げてあります
国が販売する目的で取得したものと
いうのは、そうしますと相当範囲が広
くなると思ふのです。これも具体的に
伺いたしますが、現在主食は全部国
が買い上げておるのであります。そ
うすると主食に関する問題は、やはりこ
の法律の適用に当然に入るものと思
ふのでありますが、いかがですか。

○佐藤(一)政府委員 適用を受けるこ
とになります。

○田中(蔵)委員 そういたしますと、
最近米、麦等の生産者価格は一向思
ひ

切つた引上げも行われないのでありま
すが、消費者価格はどん／＼引上げら
れる関係から、主食の配給を受けられ
ない。片一方賃金の遅配欠配等の関係
から、主食のかけ売りの要望が相当熾
烈なるものがあることは、政府側にお
いてもつとに承知せられておる通りで
あります。この法律の適用がなされ
るといふたゞいまの御答弁からいたし
ますならば、この売却代金の納入に
関する延期の特例に従ひまして、当然
かけ売り制度が認められてしかるべき
ではないかと思ふのですが、その点は
政府側としてどういふようにお考えに
なつておられるか。

○佐藤(一)政府委員 これは食糧管理
特別会計の歳入確保というふうな他の
面もあると思ひますので、農林当局
においてたゞいまどういふ方針をとつ
ておりますか、私からちよつと御答弁
いたしかねますか、もちろん適用があ
るのでございますからして、理論的に
不可能ではございません。ただ大蔵省
の方へは各省大臣から必要がありま
す。協賛は受けておりません。

○田中(蔵)委員 そういたしますとこ
の法律の適用範囲というものは、相当
広いといふことが言えるのでありま
す。国が直接販売したておるものも
相当あるわけでありまして、それらは
やはりそれ／＼の品目別の統制法によ
つて売却せられておるのであつて、一
面においてその関係から、たとえば国
庫の収入の関係というふうな点で厳格
にやる場合もあり、またある場合には
こうしたきわめて思いやりのあるよう
な條項を入れた法律によつても行い得
る、そういうことになりますと、それ

ぞれの單行法でやる場合と包括的にこ
うした形で行われる場合、ことにこの
問題には——これは先ほど松尾君から
触れたのでありますが、たくさん公
団が廃止される運命にあるわけであり
ます。そうした公団の手持の物品につ
いての販売等の場合におきましては、
こうした融通のある規定を設けておい
たのでは、かりに廃止されるといふ場
合にも、公団の生産の上に非常に支障
を来すと思ひますが、その点は当然先
般北澤委員から資料として要求して
おります。政府自体としてどの程度こ
の物品の売却を行う予定であるかと
いうことの資料とも、関係するわけ
であります。その点をもう少し明確に
していただくわけには参りませんか。

○佐藤(一)政府委員 説明不十分であ
りました。もちろん他の單行法、す
なわち他の法律等におきまして、すで
に特別な規定を有しておるといふ場合
には、これによるそれ以外の政府の物
品の売却につきましては、すべてこ
の法律の適用を受ける。こういう意味
でございます。

○小峯委員長代理 この際お諮りいた
します。昨十五日日本委員会に付託され
ました税制改正三法案、すなわち所得
税法の臨時特例等に関する法律案、物
品税法の一部を改正する法律案及び
消費税法等を廃止する法律案、この
審査に關しましてはきよりの理事會に
おきまして、重要な歳入法案である
という意味で、国会法第五十一條及び
議院規則第七十六條によりまして、右
三法案について公聴会を開くことを中
合せました。

公聴会開会については衆議院規則第
七十七條によりまして、あらかじめ議

長の承認を得た後に、その決議をしな
ければならぬことになつておりますの
で、まずお諮りいたします。

右各案を重要な歳入法案と認め公聴
会を開くことについて、議長の承認を
求めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長代理 御異議はないよう
です。さう決定いたします。

なお議長のもとに提出いたします
「公聴会開会承認要求書」の作成及び
提出の手續等につきましては、委員長に
御一任願ひいたし存じます。

なお理事會におきまして、公聴会の
日時を一応来る二十一日午前十時より
とし、問題は今度付託されました税制
改正三法案について決定いたしました
たが、公聴会開会日まで幾ばくもあり
ませんので、議長の承認があるものと
して、あらかじめこの際正式に決議
いたしておきたいと存じます。来る十一
月二十一日午前十時より、税法三案に
つきまして公聴会を開くに御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長代理 御異議ないよう
です。さう決定いたします。

なお公聴会開会報告書の作成及びそ
の提出手續、それから公示手續等につ
きましては、委員長に御一任願ひいた
し存じます。

それから公述人の選定及び通知と公
聴会開催の準備に關しましては、事務
煩雜でありますから、委員長及び理事
に御一任願ひいたし存じます。御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長代理 御異議ないよう
であります。さういふことにはから
うことにいたします。

○林(百)委員 旧軍関係の債権の処理
に関する法律案、これについて三點は
ど法律的技術の問題で質問したいの
ですが、もしきようでよかつたら、き
よう——これは資料がなくても、政府
委員が来ておりますからできるのだ
が、よろしうございせんか。

○小峯委員長代理 それでは簡単にひ
とつお願いいたします。

○林(百)委員 この旧軍関係債権の処
理に関する法律案の第一條の二項、大
蔵大臣の定める利息はどのくらいの利
率になるのですか。

○佐藤(一)政府委員 これはそのとき
どきの市場の金利によるということに
いたしております。

○林(百)委員 市場の金利で大体どう
いう計算でやるかということばかり
ません。

○佐藤(一)政府委員 具体的にはまだ
考えておりませんが、これから現在の
状況を勘案してやろうかと思つてお
ります。

○林(百)委員 それから第三條の五年
を経過した——これは除斥期間とい
うような言葉を使つておりますが、五
年経過といふのは途中で中断する方法
があるのか。どういふ方法でやるのか。

○佐藤(一)政府委員 これは除斥期間
でありまして、中断の方法はござい
ません。

○林(百)委員 そうすると拂わないと
こちらは何らそれを中断する方法はな
いから、ただこれを見ているだけで
か。いやに寛大ですね。

○佐藤(一)政府委員 これは普通であ
ります。時効の規定によりまして、
中断をいたすべきでございますが、兵
般も御説明申し上げましたように、兵

士の家族渡しの給料の仮拂いというのは、金額が少くかつ件数が多きにわたつておるわけでございまして、それらにつきまして一々時効を中断する、事務の義務を關係官が背負うことは、事務の処理の上からも困難でございしますので、そういう特殊なことに限りましては、特に時効の中断という行為を必要とせずして、除斥期間によつてこれを免除し得る規定を置いたわけであります。

○林(百)委員 旧軍関係債権は旧軍人の給料の仮拂いばかりじゃなくて、たとえば各軍需会社に対する前拂金だとか、あるいは仮拂金あるいは拂下げ物資に対する債権もあるでしょう。あなただけそういう小さいことだけ持つて来るが、臨軍費によつて不当に支出されたものに對する回收、これは國民に對する國家がやらなければならぬ義務なのですが、こういうものが不正に企圖されておる例が非常に多い。たとえば中島飛行機あたりでは、当時臨軍費を急に使うために五十箇月分の退職金を拂つておる。そういう形で使われておる。こういうものを回收するというのがこの法案の趣旨でしょう。そうしたから、住所などがわからない軍人に對する給料の仮拂いは別として、當時の軍需会社に對する債権の取立てについては、中斷の方法を講ずるのが至当じゃないですか。

○佐藤（一）政府委員 おつしやる通りであります。私ともそういう点は考えております。ここにもございますように住所または居所が不明な場合でございますが、ただいま御心配になりましたような場合は、住所ないし居所が不明であるということは考えられません。

るので、現在すでに復員局においてすべて調定を済ましております。

○林(百)委員　それから第七條の第二項ですが、この徴收方法については国税徴收法または国税滞納処分による徴收方法ができるのですが、弁済の順位は別に優先しないということになると、取立ての方法だけがきつい取立てをするということになる。弁済の順位は国税と同様に順位を持たないということになれば、他の債権がある場合――

—他の擬製的な債権によつていつでもその順位を免れることができると思ふ。その点の救済方法は考えておらなないのか。もう一つ、先ほどあなたの言われた居所、住所が不明だから五年たつても、とれない場合はやむを得ないと言われますが、居所、住所を不明にすることによつて逃避する方法もある。こういう場合は公告だとかあるいは裁判所の公告という方法によつて、時効の中断をして保全する。少くとも相当多額のものに對してはそういう方法を講じなければ、この法律を脱法的に利用して、五年間どこかに行方をくらますことによつて、國家に對する龐大な債務を免れることができるという方法もできて来る。第三條と第七條の二項を見まして、この前の政府委員の説明のように、旧軍關係の債権の取立てが主ではなくして、旧軍關係の債権を持つておる舊の軍需會社を温存しようとする

する意図が、むしろこの法案のほんとうの腹じやないか。鬼面如菩薩内心如夜叉という言葉がこの前もあつたのだが、どうもこの法案はそのような気がするのですが、これはどうですか。

○佐藤（二）政府委員 最初の方から御説明いたしますが、実は軍関係の債権

につきまして滞納処分の規定を私ども適用したいと思ひましたのです
が、打ちあけて申しますと、いわゆる裁判所関係におきましては、逆に憲法論から言ふと非常に難論があるのでございます。それで本来私法上の事件でございまして、特別な権力に基づくところの税金と同じような取立て方法を講ずることはいかぬ。たゞい国であつても、それは他の私法上の事件と区別する必要がある。こういう議論も一面成り立つのであります。従ひまして他の同じ国税滞納処分の、つまり特色として持つておるところの債権者平等の

原則を破つて他の債権に優先する、そういう力はこの際とれない。ただ手続を簡易化する。それによつて処理を促進するといふ面だけを滞納処分の規定から借用する、こういうことにまああきらめたわけであります。そういういろいろな事情でございますので、われ／＼といたしましてはもちろんこれをいいかげんに温存するといふ気持ちでは頭頭ございません。

それから第二の住所、居所の不明と
いう場合にも、ここにもございますよ
うに必ず免除するのだというのではご
ざいまして、「免除することができ
る」ということになっております。そ
れで第三條、第四條、第五條、第六條
と、ずっと続けてお読み願うとおわか
りになると思いますが、原則といたし
ましては、やはり告知催告等により
まして催告をいたしまして、そうして
なお返事がないという場合には、一応
取立てるところまで行くのでありま
す。従つて本人が善意でおらぬとい
うようなときには、苛酷なことも出
て来るといふ場合を予想いたしました

て、徴収の猶予という規定も置いたわけでございます。そういう気持でございますので、私たちといたしましては、免除の規定というものは極力制限して適用するという当初からの気持を持っております。運用におきましてもそういうふうな大体考えております。

なお住所、居所の不明というか、これを利用していわゆる闇晦をはかるといいうお話でございましたが、もちろん当初から免除する気持はございませんので、最後の最後までそういうものは追究をいたします。こういうふうにご考えております。

○林(百)委員 どうも政府委員はこまかしてゐるのではないかと思うのです。この提案理由を見ましても、迅速な整理をはかるための債権の延納、分納、免除が主になつてゐるのであつて、取立てではないと思う。取立てなら、税金を取立てる場合には日歩二十銭で毎日税務署の役人が来るくらいです。しかもその順位は最優先で取立てる。ところがあなたは妙な憲法論を持つて来たらうがあなたは妙な憲法論を持つて来た

のですが、旧軍事的な勢力を破砕してしまふということは、憲法以上の国際的な日本の国の義務だと思ふ。それに對しては、少くともわれ／＼が戰爭中血と肉をもつて捧げた臨軍費をむだに使用しているようなものに對しては、きびしい徴收の方法を考えるべきであつて、この法案はむしろそれを延納、分納、免除するために出している法案であるということ、あなたの説明いかんにかかわらず私は納得できない。あなたには四條、五條、六條、七條を読めばわかると言いますけれども、これを読んでみても、主として合理的にこれをなすべく免除し、分納し、延納し、

裁判所で調停をして何とか早くこの跡始末をしてしまいたいというための法案であるという印象を持つたのです。これはこの次に出て来る資料に基いて、いかに臨軍費その他戦争中の軍の持つてゐる物資が不正に処分されたか。その具体的な例をもつてあなたに説明いたしますが、もう少しごまかないで率直に説明してもらいたいような気がして、きょうあなたに求めてゐるわけであります。

それからもう一つ最後に第十條の、閉鎖機關令その他の法令により債務の弁済、その他債務を消滅させる行為について別段の規定がある場合には、その規定を適用するとありますが、この十條に規定される債権は、この法案の参考資料の中にある十六億の中に含まれているかどうか。

○佐藤(一)政府委員　むしろその場合が多いのでありまして、十六億円のうちたしか閉鎖機関並びに特経会社の分が十三億くらいございます。

○小峯委員長代理 この際水田大蔵政務次官に要求いたしておきたいと思いますが、明日から説明いただきます。税制改正三法案につきましては、これはたくさん資料が必要だろうと思います。資料を用意していただきますと審議もはかどろうと思います。明日各委員から要求があると思いますが、あらかじめ十分御承知を願いたいと思います。

○川島委員 本来なら慣例としては法案が出てから説明を聞いて資料というものを要求しておつたのですが、時間もないからわれ／＼も協力の意味で、どうせすべき事柄であるから早くしたいと思います。政務次官、よく控えて

おいていただきたいと思ひます。

まず第一に、昨年末現在を基準として、本年の一月から最も最近に至るところの消費者物価指数の調査事項が大蔵省にあると思ひますが、その消費者物価指数の調査の結果、それからさらに最近肥料あるいは米価の改訂、運賃の値上げその他いろいろ最近公定物価の改訂もありましたが、その結果による物価指数の上昇の見通し、これがまず第一です。それから第二には、国民所得に対して全国知事会議当時発表いたしました国民分配所得と、最近における分配所得の状況というものが、物価の改訂その他の事情で多少変更になつたものがあると思ひます。その結果による国民分配所得のできるだけ明細なものを提出していただきたい。それから第三番目には、本年度の国税徴収予算額に対する最近時の徴収実績、それはたとえば所得税においては勤労所得あるいは業種所得の実況、それから本法がかりに決定したすといはしまして、それまでの徴収見込額。それから第四番目には本年度の一般業種所得の申告額、それに対して政府が仮更正をいたしました、でき得れば最近の更正決定額、それに対する徴収実績及び徴収見込額、これが第四です。それから第五番目には二十三年度における国税全般にわたり、できるだけ明細な過年度収入分、その過年度収入がどういふ事情でそういうことになつて来たかといふ、できればその説明も加えてほしいといふことであります。それから第六番目には、地方配付金の最近における各府県別の配付実績も知りたいのです。最後には全般の当初予算当時に予算説明書にあつたのですが、所得税の

中で勤労所得者の納税、源泉徴収分の人員並びに業種所得者の人員、その業種所得という中には農林、水産あるいは一般業種、諸業等がありました。政府が当初見込んでおつた納税人員と、今日実際に徴収をした過程においての納税人員実数というものがどういふ関係になつて来たか。たとえば当初予定した人員と、今日の実際においての納税人員とが違つて来た、その減つたかふえたか、そのことについての資料。この七点をまず私から資料として提出してもらいたいということを要求しておきます。

○小峯委員長代理 本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時十九分散会

昭和二十四年十一月二十八日印刷

昭和二十四年十一月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片